

詳細設計業務成果等の開示請求に対する対応

従来、詳細設計業務等の成果品については、詳細設計図等(詳細設計図、数量計算書、構造計算書、施工計画)を公表していませんでしたが、工事の入札時の技術提案書作成の負担を軽減するため、平成21年度より開示することとしました。

※ただし、入札手続き中の工事によっては、積算を行うための資料として必要に応じ、図面や数量計算書等を閲覧可能としている場合があります。

[不開示となる事項]

業務の成果品の中には開示対応出来ない事項を含んでいる成果もあることから、「行政機関の保有する情報公開に関する法律」の法第五条の各号の規程及び「情報公開に係る国土交通省審査基準」に基づき下記事項については不開示とします。

	項 目	行政機関の保有する情報公開に関する法律等の該当条項及び理由
①	個人に関する情報	[法第五条一(個人に関する情報)] ・個人情報であって、氏名、生年月日その他の記述等により特定個人を識別できるもの
②	法人その他の団体に関する情報(企業情報)	[法第五条二(法人等に関する情報)] ・企業のノウハウや独自の施工方法等、公にしないことを条件で任意に提供された情報
③	不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある事項	[法第五条五(審議・検討等情報)] ・内部の検討・協議段階の情報(意思決定されていない情報)
④	事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある事項	[法第五条六(事務又は事業に関する情報)] ・予定価格が類推されるおそれがある情報